

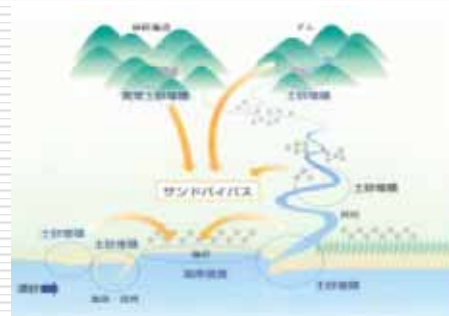
### 3. 浅海域の保全等

#### (2) 自然海浜の保全等

効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出の取り組みについて(海岸省庁)

一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る「渚の創成」を実施。

瀬戸内海では屋釜海岸(香川県)で実施中



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

### 3. 浅海域の保全等

#### (2) 自然海浜の保全等

自然海浜保全地区制度について(環境省)

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7に基づき、水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持され、海水浴、潮干狩り等に利用されている海浜について、関係府県が条例により、瀬戸内海の家浜地及びこれに面する海面を自然海浜保全地区として指定。

自然海浜保全地区では工作物の新築等に関して届出が必要。

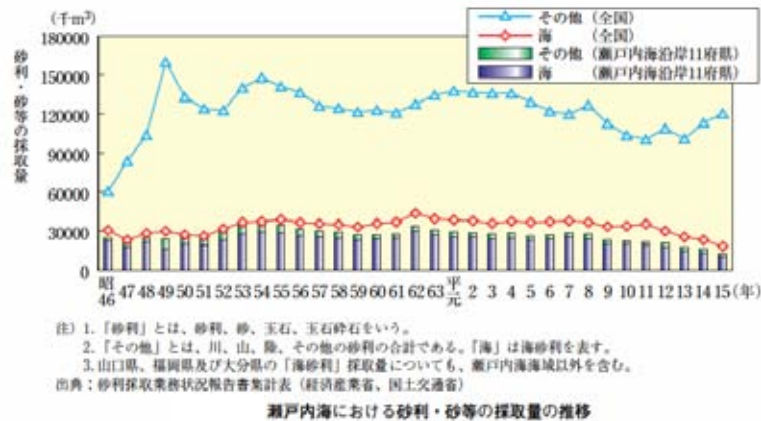
瀬戸内海では平成15年3月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

## 4.海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

### 瀬戸内海における海砂利採の状況



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

## 4.海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

### 瀬戸内海における海砂利採の状況(府県別)

表 府県別砂利採取量(平成15年度)

(単位:千m<sup>3</sup>)

	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分
海	0	0	0	0	0	1,468	0	2,324	2,530	3,052	507
その他	291	343	346	183	38	12	1,033	17	3	144	424
計	291	343	346	183	38	1,480	1,033	2,341	2,533	3,196	931

注) 1. 「砂利」とは、砂利、砂、玉石、玉石砕石をいう。  
 2. 「その他」とは、川、山、陸、その他の砂利の合計である。「海」は海砂利を表す。  
 3. 山口県、福岡県及び大分県の「海砂利」採取量についても、瀬戸内海海域以外を含む。  
 4. 数値は四捨五入してある。  
 出典：砂利採取業務状況報告書集計表（経済産業省、国土交通省）

瀬戸内海関係府県においては、海砂利の採取認可を行わないこととする府県が増えている。

香川県が平成17年度から、愛媛県は平成18年度から採取禁止

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会